

運賃先払いカード取扱規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考																								
<p>運賃先払いカード取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第42号</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 カードとは、当社線の運賃及び料金を支払うために使用することができる当社発行の証票をいう。</p> <p>(種類、利用可能額及び発売額)</p> <p>第5条 カードの種類、利用可能額及び発売額は次のとおりとする。 <u>ただし、発売するカードは第2号のものに限る。</u></p> <p>(1) 回数カード</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 大人用</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>利用可能額</th> <th>発売額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,300円券</td> <td>3,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="padding-left: 20px;">イ 小児用</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>利用可能額</th> <th>発売額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,650円券</td> <td>1,650円</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 特別割引回数カード</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 大人用</p>	種類	利用可能額	発売額	3,300円券	3,300円	3,000円	種類	利用可能額	発売額	1,650円券	1,650円	1,500円	<p>運賃先払いカード取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第42号</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 カードとは、当社線の運賃及び料金を支払うために使用することができる当社発行の証票をいう。</p> <p><u>2 この規則におけるカードとは、「回数カード」をいう。</u></p> <p>(種類、利用可能額及び発売額)</p> <p>第5条 カードの種類、利用可能額及び発売額は次のとおりとする。</p> <p>(1) 回数カード</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 大人用</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>利用可能額</th> <th>発売額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,300円券</td> <td>3,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="padding-left: 20px;">イ 小児用</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>利用可能額</th> <th>発売額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,650円券</td> <td>1,650円</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 特別割引回数カード</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 大人用</p>	種類	利用可能額	発売額	3,300円券	3,300円	3,000円	種類	利用可能額	発売額	1,650円券	1,650円	1,500円	
種類	利用可能額	発売額																								
3,300円券	3,300円	3,000円																								
種類	利用可能額	発売額																								
1,650円券	1,650円	1,500円																								
種類	利用可能額	発売額																								
3,300円券	3,300円	3,000円																								
種類	利用可能額	発売額																								
1,650円券	1,650円	1,500円																								

種類	利用可能額	発売額
1,650円券	1,650円	1,500円

イ 小児用

種類	利用可能額	発売額
1,100円券	1,100円	1,000円

附 則

この規則は、2024年3月23日から施行する。

種類	利用可能額	発売額
1,650円券	1,650円	1,500円

イ 小児用

種類	利用可能額	発売額
1,100円券	1,100円	1,000円

連絡運輸規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>連絡運輸規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第44号</p> <p>(乗車券の発売場所)</p> <p>第11条 乗車券の発売場所は、旅客営業規則第19条及び第20条の規定を準用する。</p> <p style="padding-left: 40px;">第3節 <b>削除</b></p> <p>第15条 <b>削除</b></p> <p>(運賃及び料金の種類)</p> <p>第22条 運賃及び料金の種類は、乗車券の種類に応じて、次の各号に定めるところによる。</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 回数運賃                          大人 小児 <b>11回券</b></p> <p>別表1 連絡運輸の範囲</p> <p style="padding-left: 20px;">I 鉄軌道連絡</p> <p style="padding-left: 40px;">9 北大阪急行電鉄連絡</p> <p style="padding-left: 60px;">(2) 発売券種</p> <p style="padding-left: 80px;">普通券 (特割券は被救護者割引のみ発売する。北急のみ発売)</p> <p style="padding-left: 80px;">団体券</p>	<p>連絡運輸規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第44号</p> <p>(乗車券の発売場所)</p> <p>第11条 乗車券の発売場所は、旅客営業規則第19条及び第20条の規定を準用する。<u>ただし、回数券の発売場所は各駅とする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第3節 <b>回数券の発売</b></p> <p style="padding-left: 60px;"><u>(回数券の発売)</u></p> <p>第15条 <u>旅客がしばしば区間を同じくして当社線と社線との間を乗車する場合は、その区間に有効な11乗車分の回数券を発売する。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>2 前項の規定により回数券を発売する場合、1乗車の区間は普通券を発売できる区間に限るものとする。</u></p> <p>(運賃及び料金の種類)</p> <p>第22条 運賃及び料金の種類は、乗車券の種類に応じて、次の各号に定めるところによる。</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 回数運賃                          大人 小児</p> <p>別表1 連絡運輸の範囲</p> <p style="padding-left: 20px;">I 鉄軌道連絡</p> <p style="padding-left: 40px;">9 北大阪急行電鉄連絡</p> <p style="padding-left: 60px;">(2) 発売券種</p> <p style="padding-left: 80px;">普通券 (特割券は被救護者割引のみ発売する。北急のみ発売)</p> <p style="padding-left: 80px;"><b>回数券</b></p> <p style="padding-left: 80px;">団体券</p>	

通勤定期券（大人のみ）

通学定期券

21 近鉄・当社線・阪急の3線連絡

(1) 発売範囲

長田・天神橋筋六丁目接続

<u>近 鉄</u>		<u>当社線</u>	<u>阪 急</u>		
<u>路線</u>	<u>発売範囲</u>	<u>接続駅</u>		<u>路線</u>	<u>発売範囲</u>
<u>奈良線</u>	<u>河内永和～ 近鉄奈良間 各駅</u>	<u>長田 ・ 天神橋 筋六丁 目（堺筋 線）</u>	<u>天神橋 筋六丁 目</u>	<u>京都線</u>	<u>崇禅寺 ～京都 河原町 間各駅</u>
<u>大阪線</u>	<u>鶴橋～青山 町間各駅（布 施経由） 俊徳道～青 山町間各駅 （西大寺経 由）</u>				
<u>京都線</u>	<u>平城～大久 保間各駅（西 大寺経由）</u>				
<u>けいはんな線</u>	<u>各駅</u>	<u>長田</u>	<u>天神橋筋六丁目</u>	<u>千里線</u>	<u>柴島、下 新庄～ 北千里 間各駅</u>
<u>橿原線（西大寺経由）</u>					

通勤定期券（大人のみ）

通学定期券

天理 線(西 大寺 経由)				嵐 山 線	上桂～ 嵐山間 各駅
生駒 線					

近鉄日本橋・天神橋筋六丁目接続

近 鉄		当社線	阪 急			
路線	発売範囲	接続駅		路線	発売範囲	
奈良 線	河内永和～近 鉄奈良間各駅	近 鉄 日 本 橋	日 本 橋 ・ 天 神 橋 筋 六 丁 目 ( <u>堺筋 線</u> )	京 都 線	崇禪寺 ～京都 河原町 間各駅	
大阪 線	今里～青山町 間各駅					
京都 線	平城～大久保 間各駅(西大寺 経由)					
橿原 線	尼ヶ辻～橿原 神宮前間各駅 (西大寺経由) 畝傍御陵前、橿 原神宮前、新ノ 口～大和西大 寺間各駅(八木 経由)			天 神 橋 筋 六 丁 目 線	千 里 線	柴島、下 新庄～ 北千里 間各駅
けい はん な線	長田～新石切 間各駅 白庭台～学研 奈良登美ヶ丘					

	間各駅				
天理 線 (西 大 寺・ 八木 経 由)	各駅			嵐 山 線	上桂～ 嵐山間 各駅
生駒 線					
吉野 線					
信貴 線					
<p>(2) 発売券種</p> <p>ア <u>近鉄 通勤定期券 (大人のみ)</u></p> <p>      <u>通学定期券</u></p> <p>イ <u>当社 発売しない</u></p> <p>ウ <u>阪急 発売しない</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、2024年3月23日から施行する。</u></p>					

振替輸送取扱規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考																																																																						
<p>振替輸送取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第46号</p> <p>別表1（第1条関係）</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、<u>大阪モノレール株式会社</u></p> <p>別表2（第4条関係）</p> <p>（1）相互振替輸送</p> <p>キ 当社線、京阪電気鉄道、阪急電鉄、北大阪急行電鉄及び<u>大阪モノレール</u>間</p> <table border="1" data-bbox="159 799 954 1425"> <thead> <tr> <th>当社線</th> <th>京阪電気鉄道</th> <th>阪急電鉄</th> <th>北大阪急行電鉄</th> <th><u>大阪モノレール</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東三国</td> <td></td> <td>三国</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>梅田 東梅田 西梅田 中津</td> <td></td> <td>大阪梅田 中津</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天神橋筋六丁目</td> <td></td> <td>天神橋筋六丁目</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西中島南方 新大阪</td> <td></td> <td>南方</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>江坂</td> <td></td> <td>豊津</td> <td>江坂</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>千里山 関大前</td> <td>緑地公園</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	当社線	京阪電気鉄道	阪急電鉄	北大阪急行電鉄	<u>大阪モノレール</u>	東三国		三国			梅田 東梅田 西梅田 中津		大阪梅田 中津			天神橋筋六丁目		天神橋筋六丁目			西中島南方 新大阪		南方			江坂		豊津	江坂				千里山 関大前	緑地公園		<p>振替輸送取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第46号</p> <p>別表1（第1条関係）</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、<u>大阪高速鉄道株式会社</u></p> <p>別表2（第4条関係）</p> <p>（1）相互振替輸送</p> <p>キ 当社線、京阪電気鉄道、阪急電鉄、北大阪急行電鉄及び<u>大阪高速鉄道</u>間</p> <table border="1" data-bbox="1034 799 1830 1425"> <thead> <tr> <th>当社線</th> <th>京阪電気鉄道</th> <th>阪急電鉄</th> <th>北大阪急行電鉄</th> <th><u>大阪高速鉄道</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東三国</td> <td></td> <td>三国</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>梅田 東梅田 西梅田 中津</td> <td></td> <td>大阪梅田 中津</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天神橋筋六丁目</td> <td></td> <td>天神橋筋六丁目</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西中島南方 新大阪</td> <td></td> <td>南方</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>江坂</td> <td></td> <td>豊津</td> <td>江坂</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>千里山 関大前</td> <td>緑地公園</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	当社線	京阪電気鉄道	阪急電鉄	北大阪急行電鉄	<u>大阪高速鉄道</u>	東三国		三国			梅田 東梅田 西梅田 中津		大阪梅田 中津			天神橋筋六丁目		天神橋筋六丁目			西中島南方 新大阪		南方			江坂		豊津	江坂				千里山 関大前	緑地公園		
当社線	京阪電気鉄道	阪急電鉄	北大阪急行電鉄	<u>大阪モノレール</u>																																																																				
東三国		三国																																																																						
梅田 東梅田 西梅田 中津		大阪梅田 中津																																																																						
天神橋筋六丁目		天神橋筋六丁目																																																																						
西中島南方 新大阪		南方																																																																						
江坂		豊津	江坂																																																																					
		千里山 関大前	緑地公園																																																																					
当社線	京阪電気鉄道	阪急電鉄	北大阪急行電鉄	<u>大阪高速鉄道</u>																																																																				
東三国		三国																																																																						
梅田 東梅田 西梅田 中津		大阪梅田 中津																																																																						
天神橋筋六丁目		天神橋筋六丁目																																																																						
西中島南方 新大阪		南方																																																																						
江坂		豊津	江坂																																																																					
		千里山 関大前	緑地公園																																																																					

		南千里	桃山台	
		山田		山田
		箕面	箕面萱野 箕面船場 阪大前	
			千里中央	千里中央
		牧落		少路
			箕面萱野	
		茨木市		彩都西 豊川 阪大病院 前 公園東口
			千里中央	
		北千里		
			箕面船場 阪大前	千里中央
瑞光四丁目 だいどう豊里		上新庄		
井高野		相川		
				南摂津
		摂津市		摂津
		南茨木		南茨木
		蛍池		大阪空港 蛍池
		石橋阪大 前 桜井		柴原阪大 前

		南千里	桃山台	
		山田		山田
		箕面 北千里	千里中央	千里中央
				彩都西 豊川 阪大病院 前 公園東口
		茨木市		
瑞光四丁目 だいどう豊里		上新庄		
井高野		相川		
				南摂津
		摂津市		摂津
		南茨木		南茨木
		蛍池		大阪空港 蛍池
		石橋阪大 前 桜井		柴原阪大 前
		牧落		少路
玉川 阿波座	中之島			
肥後橋		渡辺橋		
淀屋橋 本町	淀屋橋 大江橋			



玉川 阿波座	中之島			
肥後橋		渡辺橋		
淀屋橋 本町	淀屋橋 大江橋			
北浜 堺筋本町	北浜 なにわ橋			
南森町				
天満橋 谷町四丁目	天満橋			
京橋 森ノ宮 鳴野	京橋			
野江内代 蒲生四丁目	野江			
関目高殿 今福鶴見 横堤 関目成育	関目			
新森古市				
鶴見緑地				
太子橋今市	森小路			
	土居			

北浜 堺筋本町	北浜 なにわ橋			
南森町				
天満橋 谷町四丁目	天満橋			
京橋 森ノ宮 鳴野	京橋			
野江内代 蒲生四丁目	野江			
関目高殿 今福鶴見 横堤 関目成育	関目			
新森古市				
鶴見緑地	森小路			
太子橋今市	土居			
清水	滝井			
千林大宮	千林			
守口	守口市			
	西三荘			

	滝井			
清水				
千林大宮	千林			
守口	守口市			
	西三荘			
大日 門真南	門真市			大日 門真市

附 則

この規則は、2024年3月23日から施行する。

大日 門真南	門真市			大日 門真市